

監査告示第2号

定期監査等の結果に対する措置状況について

令和2年度定期事務監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

令和3年2月25日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 児玉 亮

## 令和2年度

### 定期事務監査等の結果に対する措置状況

#### 1. 執行機関

##### 【消防本部総務課】

監査委員 指摘事項
<p>会計事務に関する書類の分類及び保管について</p> <p>支出命令書及び調定書をはじめとした会計書類について、文書分類が不十分な状態で保管している状況が確認された。</p> <p>文書の分類及び保管については、文書取扱規程において、系統的に分類した文書分類表を作成すること、並びに必要な期間は適切に保管することが規定されているので、文書取扱規程に基づき、適切に文書を分類し、保管するよう改善を求める。</p>

消防本部総務課 措置状況
<p>会計事務に関する書類の分類及び保管について</p> <p>監査委員からの指摘を受け、文書取扱規程における文書分類表について再確認を行いました。</p> <p>文書分類表に規定していた調定書については、文書分類表に基づき系統的に整理致しました。</p> <p>また、文書分類表に規定していなかった支出命令書を、分類コード及び保存年限について整理し文書分類表に追加することで、文書取扱規程に基づく系統的に分類した文書分類表になるよう改善致しました。</p>

監査委員 指摘事項

支出命令書の添付書類について

支出命令書の作成に当たっては、債権者による請求書及び附属書類が添付されていなければならない。ただし、請求書を添付することが困難な場合は、請求書に代わるものとして、支払額調書によることができるとされている。

報酬及び給料の支出費目に係る添付書類は、財務規則の規定において、支払額調書及び支給明細書とされているが、支払額調書の添付がなされていないことが確認された。

については、支出命令書の作成の際は、担当者が財務規則や会計事務の取扱説明書を再度確認してこれを遵守すること、また、決裁権者においては附属書類を含め審査することが必要であることをこれまで以上に注意を払い、適正な会計事務の執行に努められたい。

消防本部総務課 措置状況

支出命令書の添付書類について

監査委員からの指摘を受け、財務規則に規定している附属書類について再確認を行いました。報酬及び給料の支出費目における附属書類の不備については、財務規則に準拠し、支払額調書を添付致しました。

また、今後の防止対策と致しましては、書類作成者と審査者について、役割分担を明確にすること、また、チェックシート及び審査概要を作成し、活用していくことで継続的かつ安定的な会計事務の体制を構築致します。